

# 耐震診断・耐震改修のおすすめ

最終改定：令和3年4月

足利市では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の皆様の生活の安全・安心を確保するため、建築物の耐震化を進めています。お住まいの耐震診断・耐震改修に関する事など、ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

## ①足利市木造住宅耐震診断補助制度

○補助の対象となる住宅（次のすべてに該当する住宅）

- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）
- ・木造2階建て以下の一戸建て住宅
- ・在来軸組工法により建築された住宅
- ・賃貸を目的としない住宅
- ・所有者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住していること（耐震改修後に所有者、又は当該所有者の2親等以内の親族が居住する場合を含む。）

○補助対象者（次のすべてに該当する方）

- ・住宅を所有する個人（共有を含む。）又は補助対象住宅に居住する、所有者の2親等以内の親族のうち、当該事業に係る契約者
- ・耐震診断補助金を過去に受けたことのない方
- ・国税、県税、市税を滞納していない方（申請者が補助対象住宅の所有者でない場合は、当該所有者を含む。）

○補助金額（耐震診断士又が行う診断）

耐震診断に要した費用の3分の2以内の額とし、6万4千円を限度とします。

○耐震診断料金表（栃木県建築士事務所協会）

延べ床面積	図面の有無	耐震診断
100 m <sup>2</sup> 以内	有	70,000
	無	84,000
100 m <sup>2</sup> 超 150 m <sup>2</sup> 以内	有	80,000
	無	96,000
150 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以内	有	90,000
	無	108,000
200 m <sup>2</sup> 超 300 m <sup>2</sup> 以内	有	100,000
	無	120,000

※上記料金には、別途消費税がかかります。

※300 m<sup>2</sup>を超える場合は、別途見積となります。

## ②足利市木造住宅耐震改修等補助制度

- 1・総合耐震改修：補強計画と耐震改修を同時に（総合的に）行うこと。
- 2・総合耐震建替え：耐震性の低い住宅を解体し、同敷地に建替えること。

### ○補助の対象となる住宅（次のすべてに該当する住宅）

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供しているものを含む。）
- ・木造 2 階建て以下の一戸建て住宅
- ・在来軸組工法により建築された住宅
- ・賃貸を目的としない住宅
- ・所有者又は当該所有者の 2 親等以内の親族が居住していること（耐震改修等後に所有者、又は当該所有者の 2 親等以内の親族が居住する場合を含む。）
- ・耐震改修または総合耐震改修の場合は市が認める耐震講習会を受講した建築士が工事監理を行うこと。
- ・初めて耐震改修等補助制度の対象となる住宅

総合耐震建替えの場合は、上記に加えて、

- ・耐震診断の結果が判明した後に住宅の設計契約（耐震建替えの工事を含まない契約に限る）および確認申請を行うこと
- ・住宅の設計及び工事監理は建築士が行うこと
- ・補助金の交付決定後に耐震建替えの契約を結ぶこと（解体含む）
- ・公共事業の補償の対象となっていないこと

### ○補助対象者（次のすべてに該当する方）

- ・住宅を所有する個人（共有を含む。）又は補助対象住宅に居住する、所有者の 2 親等以内の親族のうち、当該事業に係る契約者
- ・耐震改修補助金を過去に受けたことのない方
- ・国税、県税、市税を滞納していない方（申請者が補助対象住宅の所有者でない場合は、当該所有者を含む。）
- ・総合耐震改修の場合は当該工事の補強計画に対する補助金の交付を受けていない方。

### ○補助金額

#### 1・総合耐震改修

耐震改修に要した費用の 5 分の 4 以内の額とし、100 万円を上限とします。

#### 2・総合耐震建替え

耐震改修費用相当分の 5 分の 4 以内の額とし、100 万円を上限とします。

### ③各種優遇税制等

- ・一定の耐震改修を行った場合に、所得税・固定資産税の軽減措置を受けられる場合があります。

### ④足利市木造住宅耐震相談出張サービス

- ・所有者等の依頼により、相談者宅等を直接訪問し、簡易耐震診断や耐震診断・耐震改修補助制度等の説明や相談にお答えします。

## 2. 相談窓口

### 【耐震補助制度、耐震相談など】

足利市役所建築指導課 建築指導担当

足利市本城3丁目2145 足利市役所6階 電話 0284-20-2170

### 【耐震診断・改修の技術的相談、費用の相談など】

栃木県住宅耐震推進協議会事務局

(社)栃木県建築士事務所協会

宇都宮市昭和2丁目5-26 電話 028-621-3954

### 【所得税等の優遇税制】

足利税務署

足利市伊勢町4丁目18-2 電話 0284-41-3151

### 【固定資産税の優遇税制】

足利市役所税務課資産税担当

足利市本城3丁目2145 足利市役所2階 電話 0284-20-2129

都市建設部建築指導課 建築指導担当 電話 (2084) 20-2170
---